
第 3 章 計画の基本的な考え方

1 目指すべき姿（基本理念）

第1次計画、第2次計画ではともに「一人一人の暮らしを地域全体で支え合えるまち」という基本理念のもと、計画を作成しました。その後の第3次計画では、上位計画である「桐生市総合計画」と整合性を図り、「地域共生社会の実現や、『市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり』を目指し、地域福祉の向上を図ります」としました。

第4次計画では、施策の一貫性・継続性の観点から第3次計画の基本理念を踏襲し、「地域共生社会の実現や、『市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり』を目指し、地域福祉の向上を図ります」とします。

【 基本理念 】

地域共生社会の実現や、『市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり』を目指し、
地域福祉の向上を図ります

2 基本目標

第4次計画では、第3次計画の基本目標を踏まえ、その後の社会情勢や国・県の動き、アンケート結果等から見られる地域福祉の課題への対応を考慮して、下記の3つの基本目標に向けた施策体系を進めていくこととします。

基本理念	基本目標	取組の方向性
<p>地域共生社会の実現や、『市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり』を目指し、 地域福祉の向上を図ります</p>	<p>1 安心・安全 の地域づくり</p>	<p>1-1 適切な福祉情報の提供</p> <p>1-2 福祉サービスの整備・充実</p> <p>1-3 災害福祉支援体制の強化</p>
	<p>2 支え合いの 仕組みづくり</p>	<p>2-1 地域における権利擁護の推進</p> <p>2-2 住み慣れた地域での生活の充実</p> <p>2-3 健康・介護予防の推進</p> <p>2-4 地域全体によるネットワーク化の推進</p>
	<p>3 地域を支える人づくり ・活動の促進</p>	<p>3-1 福祉人材の育成</p> <p>3-2 福祉教育の推進</p> <p>3-3 福祉活動の推進</p> <p>3-4 地域福祉推進のための協働</p>

【 計画推進のイメージ図 】

基本理念である「市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり」の実現、深化に向けて、支部社会福祉協議会単位を基礎とした定期的な地域情報の共有の場の設置を行います。

この上に、「基本目標1 安心・安全の地域づくり」から始まり、「基本目標2 支え合いの仕組みづくり」を行い、最終的に「基本目標3 地域を支える人づくり・活動の促進」を図ることで、基本理念の達成、深化を目指します。基本理念の達成、深化に向けては、行政、社会福祉協議会、社会福祉関係者、地域住民が協働・連携しながら進めていきます。

【 基本理念 】

地域共生社会の実現や、『市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり』を目指し、地域福祉の向上を図ります

基本目標1 『安心・安全の地域づくり』

基本目標2 『支え合いの仕組みづくり』

基本目標3 『地域を支える人づくり・活動の促進』

【 土台・基礎 】

支部社会福祉協議会を単位とした定期的な地域情報の共有の場

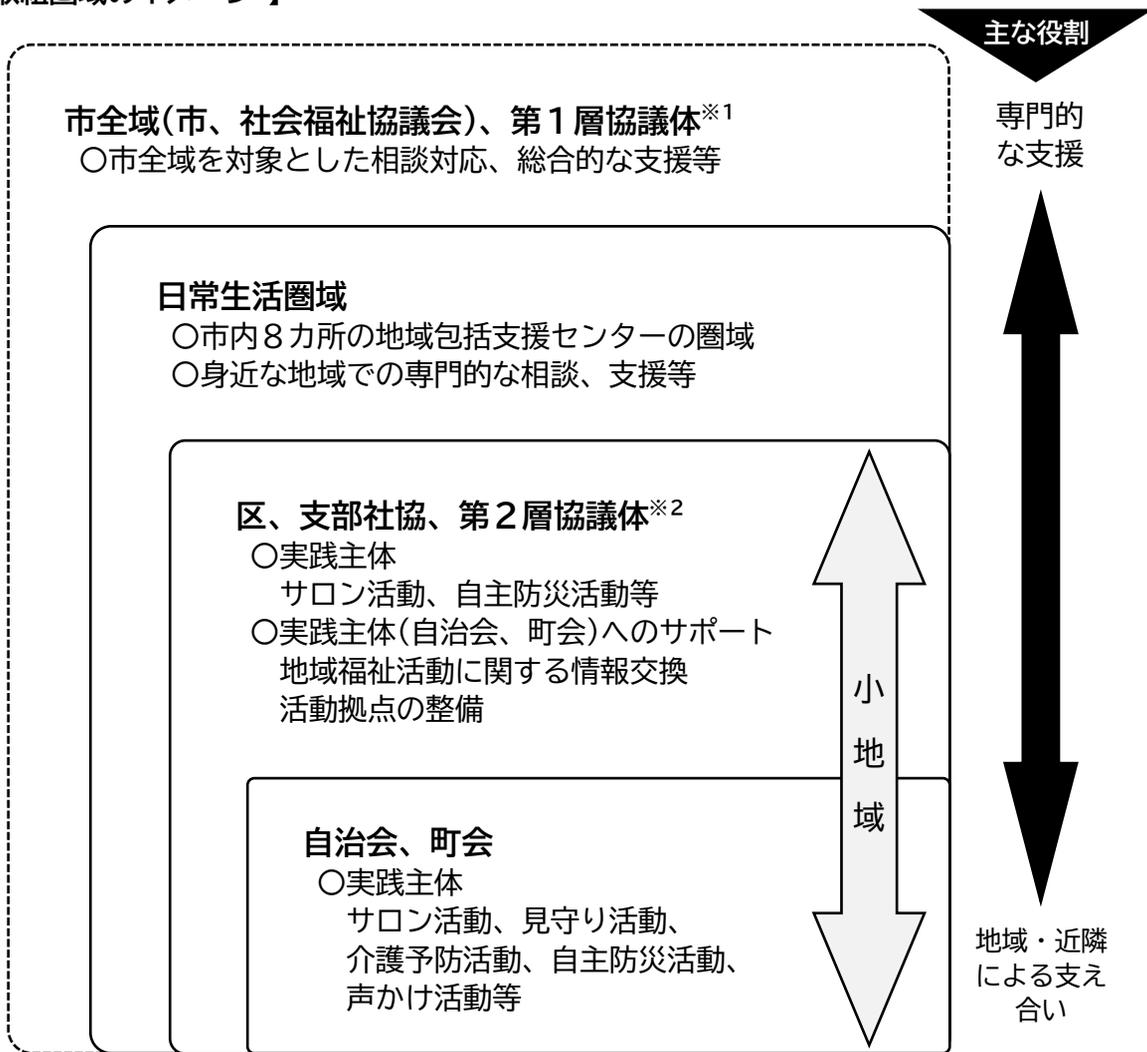
3 圏域設定の考え方

第4次計画では、地域福祉を推進するため、地域福祉活動の圏域を設定します。

圏域設定は、包括的な支援体制を整備していくうえで、「住民の身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境を作るために重要です。

また、第4次計画が中心となって、地域福祉を推進する基礎となる圏域を設定することで、分野別計画や関連施策等との調整を図ります。

【 取組圏域のイメージ 】



地域福祉活動には、圏域を超えた活動をしている団体があります。地域に密着した小地域での活動だけでなく、団体によっては、目的に応じて活動圏域が異なります。

※1 【第1層協議体】：市全域において多様な主体間の情報共有及び連携・協働によるサービスや資源開発等を行う。

※2 【第2層協議体】：区または支部社会福祉協議会単位で地域ニーズの把握や情報共有及び資源開発等を行う。